

!! 見を状醜虐

争議国は道々に立ってヤツラを告訴しヤツラを争うが如く大
 めに南ヶ谷警署に押しかけ大
 所民福宮権達はもつたおつてはいられないのだ斯くの如
 く所々上統制して町民を圧迫し資本家と統制して労働
 者を暴圧するヶ谷ヶ谷の政治に對して労働者町民は一怒国
 統して一大抗議運動を起そうではなつか!!

フクマ殿南ヶ谷警署に抗がしち!!

暴行警官を免職せよ!!

昭和三年十二月四日

労働農民党

本部支部

2. 12. 22
1323

勞秘第三一六〇號

和二年十二月十日

警視總監 宮田 光 雄



内務大臣 鈴木 喜三郎殿
 社会局長 官殿
 神奈川県知事 殿
 東京地方裁判所検事正 殿

東京建設會社下請工場労働争議ニ関スル件(第四報)

要旨
 暴行及對演説會ニ催シタルニ解散ヲ命ズ
 争議国ヲ脱退セル従業員ニ對シ暴行ス